

問題の核心は増税後の社会保障費の抑制

消費税を増税しただけでは、今後数十年にわたって続く高齢化の進行による社会保障給付の増加に対処できない。

短期集中連載

5

とくに見る税と消費と考消

鈴木 ひとし
すずき

(大和総研主席研究員)



る。図1には、税率引き上げ開始のタ

国内総生産（GDP）比でみた日本の国民負担率、つまり租税負担率と社会保障負担率の合計は27・1%（2000年代の平均）で、経済協力開発機構（OECD）加盟34カ国中、6番目の低さである（平均は34・7%）。すでに最も高齢化した日本が、

負担の引き上げなしに諸外国並みの政府サービス供給を今後も続けられる奇策はない。2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に含まれた消費税増税に賛成だ。

復興需要や中期的な設備投資循環を踏まえると、10年代半ばは増税を

実施する好機だろう。大和総研の中期経済予測では、13年度以降は消費者物価前年比がプラスになると見込んでいる。

懸念されるのは、増税の条件である景気条項の運用である。大綱は消費税率引き上げ実施前に『経済状況の好転』について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案したうえで、引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする規定を法案に盛り込む」としている。

要するに、「税率を引き上げる際に景気を占檢する」ことは法制化され

るが、具体的な基準は明確化しないということだろう。客観的な基準作りの議論を避ければ、増税を許す条件のイメージは千差万別になる。抽象的な条項は実際の税率引き上げにおける、むしろ混乱の種になりかねない。

直近10年間程度をならして日本経済の実力を捉えれば、さほど高くないう成長率でも大綱に盛り込まれた程度の増税は避けるべきでないと思われる。問題は増税のタイミングである。

増税を完全に忌避したケースとの差異でみた実質GDPの下方への乖離は、デフレから脱却する前に増税を開始するケース②で最も大きくなる。設備投資や消費が停滞したデフレ下での増税は、景気の低迷をより深める。雇用への影響も同様で、デフレ下の増税は失われる雇用機会を拡大させる。デフレ下では緊縮財政と緩和的な金融政策というポリシーとミックスを実施していく。

一方、生産年齢人口の減少で労働需給が逼迫し、内外価格差の是正が終盤に向かって名目賃金や物価が正

2年目9%、3年目10%としている（大綱は消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%としているから、2年目に当たる15年度平均は9%となる）。

消費税率はいずれも1年目8%、2年目9%、3年目10%としている（大綱は消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%としているから、2年目に当たる15年度平均は9%となる）。

イミングを変え、①大綱通り14年度とするケース、②デフレから脱却しないうちの増税という意味で12年度とするケース、③十分にデフレから脱却してからという意味で16年度とするケース——の3ケースについて、GDPや失業率に与える影響の試算結果を示した。

常化すると見込まれる10年代後半になると、ケース③が示すように増税による悪影響は小さくなる。デフレから脱却すれば、景気が悪化したときの自律的な調整メカニズムが働きやすくなり、金融緩和等の政策効果も発現しやすくなる。

もつとも、ここで増税を先送りすべきと主張しているのではない。増税を忌避し続ける間、財政収支悪化と政府債務累増が続き、実質長期金利は上昇する。47年以降に生まれた団塊の世代が12年からいよいよ65歳入りを始めている。改革に残された時間が少ないなか、その第一歩すら

踏み出さなければ、財政に対する信認が崩れるリスクが高まる。

また、20年度までの基礎的財政收支黒字化という政府目標の達成のために、実際には10年代後半で追加的な給付抑制や負担増が必至と考えられる。すなわち、増税への着手が後ズレすると、財政再建至上主義的な増税が10年代後半に繰り返され、経済活動を著しく下押しすることになりかねない。3ケース中、20年度前後の実質GDPの水準が最も低いのは、図1からも明らかのように実は

ケース③である。

以上のシミュレーションは、デフ

レ下での増税ができるだけ回避すべきであると同時に、デフレ脱却と増税実施を戦略的に急ぐ必要があることを示唆している。

難しい判断が求められるが、一点だけ述べておくと、インフレ率のみにこだつた原理主義に陥ってはならないだろう。例えば、足下がデフレでもそこからの脱却が見通せていれば増税に踏み切つてよいだろうし、一時的に物価上昇率がプラスとなつても深いデフレ基調が続いているなら増税には慎重であるべきだろう。

力ギは所得代替率

より重大な問題は今後数十年にわたって続く高齢化率の上昇による社会保障給付の増加にどう対処していくかである。

できるだけ早く消費税率を10%に引き上げるのは必須であるとして、それとその先の改革は分けて議論するのが建設的である。

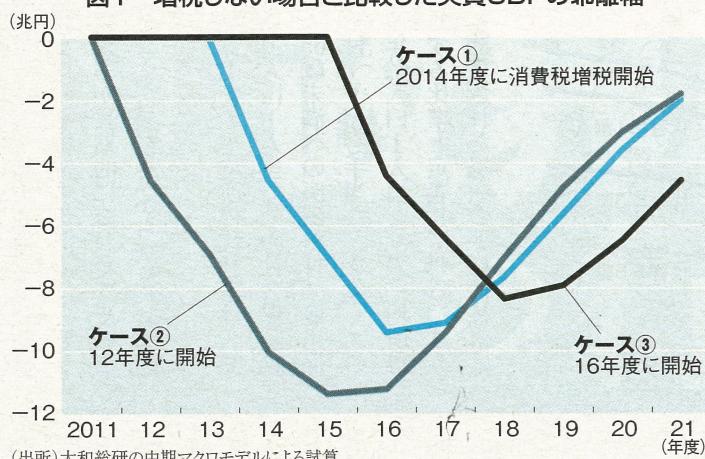
長期的な社会保障給付の増加と財源問題を展望する場合のポイントは、実質の高齢者向け給付をどうコントロールするかにある。ここで実質の給付とは、物価上昇分だけでなく賃金上昇分を取り除いた給付額を言う。

高齢者に対する実質給付をどうするかは、所得代替率をどうするかを考えることに等しい。一般に所得代替率とは、年金などの給付額がその時点での現役世代の平均賃金の何割かを示す指標のことだ。国民一人ひとりの生活水準を決めるのは、現役世代では賃金であり、引退世代では高齢者向け給付だから、給付水準は賃金対比で考える必要がある。

決定的に重要なのは経済成長率や

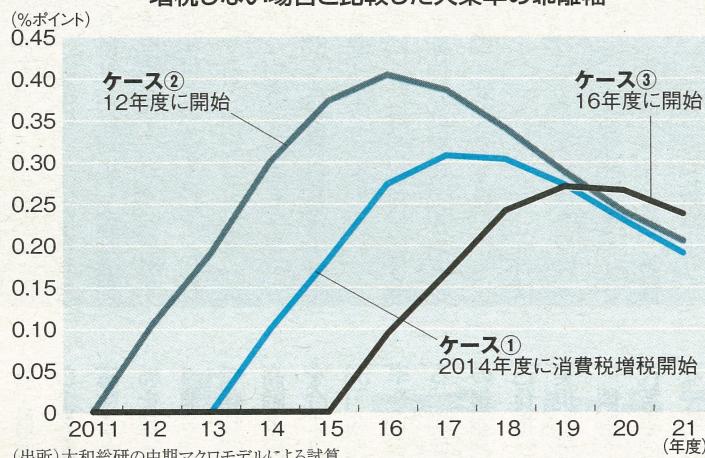
賃金上昇率の絶対的な高低ではなく、現役層の生活水準を決める賃金上昇率を引退層の受益額にどの程度反映させていくか、である。

図1 増税しない場合と比較した実質GDPの乖離幅



(出所)大和総研の中期マクロモデルによる試算

増税しない場合と比較した失業率の乖離幅



(出所)大和総研の中期マクロモデルによる試算

長期的な社会保障給付の増加にどう対処していくかである。

できるだけ早く消費税率を10%に引き上げるのは必須であるとして、それとその先の改革は分けて議論するのが建設的である。

長期的な社会保障給付の増加と財源問題を展望する場合のポイントは、実質の高齢者向け給付をどうコントロールするかである。

そこで、年金、高齢者医療、介護について、平均代替率をどう制御す

が、それを続けていけば現役層の保険料負担や全国民の消費税負担は過酷なものになるだろう。

が、それと同時に、社会保険財政の本質的な問題がある。

受給開始時の年金額や医療、介護に関する給付を、賃金上昇率でストライクすれば所得代替率は一定となる

るかで、中央・地方政府の基礎的財政収支均衡を維持するために必要な

消費税率が長期的に変わってくることを、マクロの視点から試算した(図2)。

試算上での平均所得代替率は、65歳以上人口1人当たりの社会保障給付(65歳未満への医療給付、雇用保険給付、子ども手当などを除く)の生産年齢人口1人当たりの平均所得に対する比率と定義している。こうして計算された現在の平均代替率は

80・4%である。

試算では、今後の20年間を乗り越えつつ超高齢社会に対応した社会保障システムを構築すると考え、31年度まで実質給付を引き下げ、代替率を低下させると想定している(永久に代替率を引き下げるとはできないから、32年度以降は賃金上昇率で給付をスライドさせている)。

試算結果によれば、現在の代替率を80・4%を維持した場合、50年度の消費税率は23・4%となる。

しかも、これはかなり控えめにみた税率である。

① 医療や介護の物価は一般物価よりも長期的には上昇率

が高いため、

誤解がないよう付言するが、所得代替率の3割引き下げは、賃金ではなく物価で測った現在の実質給付水準が概ね維持されるシナリオであり、物価が上がればその分は名目給付を増やす試算になつていている。また、高齢者数增加分の給付は当然に増えると想定したうえでの試算である。

しかし、これはかなり控えめにみた税率である。① 医療や介護の物価は一般物価よりも长期的には上昇率

が高いため、② 医療の高度化によって医療需要は実質的に拡大するトレンドを持つ、③ 介護サービスの供給不足

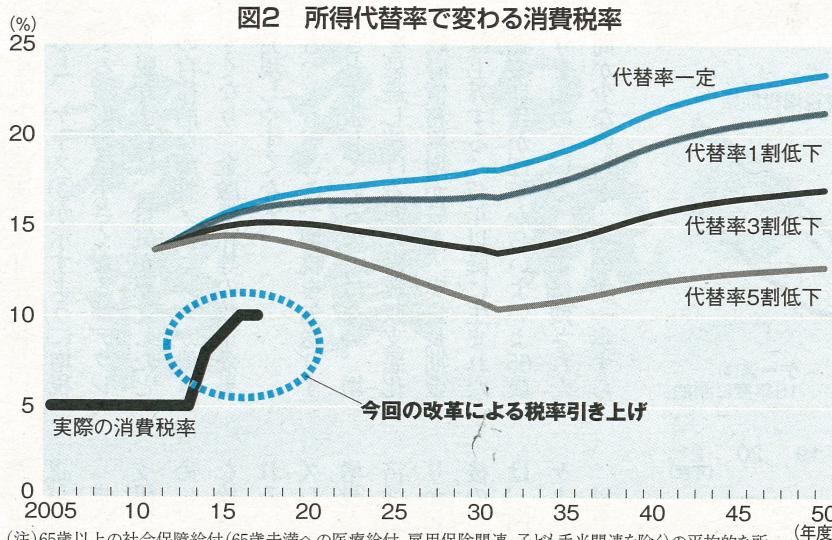
り、財源の消費税シナリオがさらに進む公算が大きい——などの諸点を考慮すると、消費税率は早い段階で30%を超えておかしくない。

他方、所得代替率を3割程度抑制すればどうなるか。すなわち年金、高齢者医療・介護に関する実質給付を今より3割減らして平均代替率を56・3%とすれば、消費税率を代替率一定ケースの7割程度に抑制できる。代替率3割の引き下げは、現在の年金水準の高さや高齢者医療の自己負担割合の低さなどを考えると、実現不可能ではないだろう。

誤解がないよう付言するが、所得代替率の3割引き下げは、賃金ではなく物価で測った現在の実質給付水準が概ね維持されるシナリオであり、物価が上がればその分は名目給付を増やす試算になつていている。また、高齢者数增加分の給付は当然に増えても消費者物価は上昇するが、その分を給付に反映させてはならない。一部の現役層だけではなく、引退層を含めて負担を求めるのが消費税増税の目的だからである。

逆に言うと、消費税増税を進めつつ、物価で測った実質ベースでも給付抑制を進められれば、社会保障財政の持続可能性は格段に高まるだろう。消費税増税には単に政府の歳入を増やすということを超えた、様々

図2 所得代替率で変わる消費税率



(注)65歳以上の社会保障給付(65歳未満への医療給付、雇用保険関連、子ども手当関連を除く)の平均的な所得代替率を、12年度から31年度まで凡例にあるだけ調整した場合(32年度以降は一定)のシミュレーション。名目成長率、名目賃金上昇率を2%としているが、成長率による違いは大きくない。中央・地方政府の合計ベース
(出所)大和総研作成

を解消するために介護報酬の引き上げが求められる、④高い消費税率になれば軽減税率が導入される可能性がある、⑤現役層の保険料負担が著しく上昇してお

全くなき踏み込み不足

いずれにせよ、消費税率を10%に引き上げた後、社会保障支出をどうコントロールするかで、必要となる消費税率は大幅に変わる。その点では、今般の一体改革における社会保障改革案では、一律的な給付加算や高コストな在宅サービスの拡充志向が目立つ。検討を先送りした事項もな意義があるのである。